

締約国に関する情報 PE	ペルー	附属書 B1 PE
一般情報		
国内官庁の名称	National Institute for the Defense of Competition and Intellectual Property Protection (Peru) (公正競争・知的財産保護庁(ペルー))	
所在地及び郵便のあて名	Calle De la Prosa 104, San Borja, Lima 41, Peru	
電話番号	(511) 224 78 00 (内線3801)	
ファクシミリ装置	—	
電子メール	mcastro@indecopi.gob.pe	
インターネット	www.indecopi.gob.pe	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか?	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL, Federal Express, UPSなど運輸通信省が認める配達サービスを条件とする。	
ペルーの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により公正競争・知的財産保護庁(ペルー)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
ペルーが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	公正競争・知的財産保護庁(ペルー)(国内段階参照)	
ペルーを選択できるか?	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案(実用新案は特許に代えて求めることができる)	
国際型調査に関するペルーの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
ペルーが指定(又は選択)されている場合の有益な情報		
ペルーが指定(又は選択)されている場合に発明者の氏名(名称)及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又は後で提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合, 管轄官庁は2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり(附属書L参照)	